

重要事項説明書

(通所介護・介護予防通所介護「ホリデイ」)

介護サービス提供開始にあたり、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	堀 建設株式会社 ケア事業課
事業者の所在地	島根県鹿足郡津和野町枕瀬 575 番地 9
法人種別	株式会社
代表者名	堀 大地
電話番号	0 8 5 6 - 7 4 - 0 3 5 1

2. ご利用施設

施設の名称	デイサービス「ホリデイ」
サービスの種類	通所介護・介護予防通所介護
指定年月日	平成16年11月17日
事業者番号	3 2 7 2 1 0 0 2 5 0
施設の所在地	島根県鹿足郡津和野町河村 5 0 6 - 3
管理者名	高山 幸子
電話番号	0 8 5 6 - 7 4 - 2 0 1 5
F A X 番号	0 8 5 6 - 7 4 - 2 0 3 9

3. 当施設で併せて実施する事業

施設の名称	グループホーム「悠心彩(ゆうにしんさい)」
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護
指定年月日	平成16年11月17日
事業者番号	3 2 7 2 1 0 0 2 6 8
利用定員	1 8 名
サービスの内容	津和野町基準該当サービスの提供

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当施設は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護又は要支援状態になった者のうち、居宅において介護並びに介護予防を受けようとする者が、当施設に通所しながら必要な日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、利用者の生活の質の向上や社会的孤立感の解消、並びに心身機能の維持・改善を図って、利用者家族の身体的精神的負担を軽減させ、もって利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
施設運営の方針	当施設の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護及び介護予防に資する目標を設定し、計画的なサービスの提供に努め、自立へのサポートをします。 また、利用者の心身の状況や希望及びそのおかれている環境・能力を踏まえて、心身機能の改善と自立意欲を促す適切な働きかけを行い、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図りながら、常にサービスの質の評価を行い、継続して改善を図ります。

5. 施設の概要

①敷地および建物

	敷地	5,844 m ²
建物	構造	木造瓦葺平屋建
	延べ床面積	218.06 m ²
	利用定員	15名

②主な設備

設備の種類	部屋数	面積	1人当りの面積
機能回復訓練室	1室(兼食堂)	75.2 m ²	6.27 m ²
静養室(和室)	1室	14.44 m ²	
相談室	1室	17.1 m ²	
浴室	1室	4.60 m ²	
脱衣室	1室	15.72 m ²	
便所	2箇所	13.23 m ²	

◎食堂等の指定基準は、1人あたり3 m²です。

◎各部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレット参照。

6. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	人員	区分				常勤 換算 後の 人員	事業 者の 指定 基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			1	介護福祉士	
生活相談員	3		3			1	1以上 介護福祉士	
介護職員	6	1	3		2	2	1以上 介護福祉士 ヘルパー2級	
看護職員	4				4	1	1以上 看護師・准看護師	
機能訓練指導員	5	1			4	1	1以上 看護師・准看護師 理学療法士	

職務内容

- ①管理者 従業者の業務の管理を一元的に行い、規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、通所介護計画、介護予防通所計画の作成を行う。
- ②生活相談員 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に対応するとともに、必要な助言とその他の援助並びに送迎を行う
- ③介護職員 利用者の入浴、排泄、食事介助等日常生活の世話並びに送迎を行う
- ④機能訓練指導員 利用者の機能訓練指導業務を行う
- ⑤看護職員 利用者の健康管理及び処置、また緊急時の対応や必要に応じて主治医または協力病院への対応を行う
- ⑥事務員 一般事務及び会計業務を行う

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)常勤で勤務	4週8休
生活相談員	〃	〃
介護職員	・ 日勤(8:00~17:00)または(9:00~18:00) ・ 状況により変則勤務になる事があります	原則 4週8休
機能訓練指導員	週6日、10:00~12:00又は14:00~16:00	4週8休
看護職員	提供時間帯8:30~16:30	

8. 営業日

営業日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	9時～16時15分

◎ただし、8月14日～8月15日・12月31日～1月3日は除きます。

◎自然災害や特別の事由がある場合は、臨時休業とします。

9. 通常の実施地域

実施地域	津和野町（豊嫁、内美、中川、中曽根、中山、長福、名賀、吹野、部栄、邑輝、高峯、田二穂、山下を除く）
------	---

10. 施設サービスの概要

①介護保険給付サービス

<通所介護>

種 類	内 容	利用料
食事の介助	・調理員の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食費は給付対象外です）	介護報酬の告示上の額 (ただし、法定代理受領の場合は居宅介護サービス基準額で介護負担割合証で確認した額 法定代理受領でない場合は、居宅介護サービス基準額相当額です)
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、随時交換を行います。 ・ケア提供時はプライバシーも配慮します。	
入浴の介助	・利用者の身体状況に応じ、入浴介助を行います。また、状態により清拭介助を行います。 ・ケア提供時はプライバシーも配慮します。	
着替え・整容の介助	・利用者の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。	

生活機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員(看護職員)が、利用者の状況に適した機能訓練を行い、日常生活機能の維持・改善に努めます。 	
個別機能訓練サービス	<ul style="list-style-type: none"> 利用者様の身体状況に応じて、身体機能維持・向上を目的とし、個々の目標に応じて理学療法等が必要な個別機能訓練を提供致します。 	
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 血圧測定、体温測定、脈拍測定等を行い利用者の健康状態の把握に努めます 必要に応じて主治医や協力病院等に相談し、不安のないように配慮します。また、緊急時等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。 (当施設の協力医師) 氏名・診療科：須山信夫・内科 永田宏之・歯科 診察日：平日 	
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 高山幸子 	
個別介護計画作成	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況、環境や本人の希望をふまえて目標達成の為に具体的なサービス内容を記載した計画を作成します。 	

* 若年性認知症の方も支援します。

<介護予防通所介護>

種類	内容	利用料
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> 調理員の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食費は給付対象外です) 	介護報酬の告示上の額 (ただし、法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サー
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助 	

	<p>を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケア提供時はプライバシーも配慮致します。 	<p>ビス基準額で介護負担割合証で確認した額。法定代理受領でない場合は、居宅介護(支援)サービス基準額相当額です)</p>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の身体状況に応じ、入浴介助を行います。また、状態により清拭介助を行います。 ・ ケア提供時はプライバシーも配慮致します。 	
着替え・整容の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 	
生活機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員(看護職員)が、利用者の状況に適した機能訓練を行い、日常生活機能の維持・改善に努めます。 	
運動機能向上サービス	<p>利用者様の身体状況に応じて、身体機能維持・向上を目的とし、個々の目標に応じて理学療法等が必要な運動機能向上訓練を提供します。</p>	
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧測定、体温測定、脈拍測定等を行い利用者の健康状態の把握に努めます ・ 必要に応じて主治医や協力病院等に相談し、不安のないように配慮します。また、緊急時等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。 <p>(当施設の協力医師)</p> <p>氏名・診療科：須山信夫・内科 永田宏之・歯科</p> <p>診察日：平日</p>	
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談員 高山幸子</p>	
個別介護計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状況、環境や本人の希望をふまえ目標達成の為の具体的なサービス内容を記載した計画を作成します。 	

* 若年性認知症の方も支援します

②介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利用料
おむつの提供	・お客様のご希望に応じて提供します	実費
食事の提供	・調理員による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。	食 費 720 円
教養娯楽施設の利用	・当施設では、次の教養娯楽メニューを整えております。 ・サークル活動(手芸、園芸、習字、学習療法等)	実費
レクリエーション行事	・当施設では、季節ごとの施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。	施設外レクリエーションについての実費(交通費・入場料等)

* 詳しい利用料金表は、別紙参照

11. 苦情等申立先

- ①提供された介護サービスに苦情がある場合は介護保険法令に従い、苦情を申し立てることができます。苦情の申し立てを理由にいかなる不利益、差別も致しません。

* 当施設における苦情やご相談窓口

事業者	通所介護事業所 ホリデイ	0856-74-2015
責任者	高山 幸子	0856-74-2015
窓口担当者	高山 幸子	0856-74-2015

* 中立的な立場で苦情の申し立てのアドバイスを行います

第三者委員	小川 章	0856-74-1716
第三者委員	岡村 省	0856-74-0706

* 行政機関その他苦情受付機関

機関名	住所	電話番号
津和野町健康福祉課	津和野町後田口 64-6	0856-72-0651
島根県国民健康保険連合	松江市学園町 1-7-14	0852-21-2811
島根県運営適正化委員会	松江市東津田町 1741-3	0852-32-5913

12. 秘密保持

- ①当施設の職員は、職務上知り得た利用者の及びご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また退職後においてもこれらの情報を保持すべき旨を雇用契約の際、文書で誓約しております。
- ②利用者の個人情報を用いる目的は【重要事項説明書・別紙 2】とおおりです。

13. 情報公表機関・外部評価機関

機関の名称	介護サービス情報調査センター
部 署	総務部サービス評価係
所在地	島根県松江市東津田町 1741-3
電話番号	0852-32-5970

- * 情報公表は毎年実施し、結果はインターネットで開示しています。
- * 運営推進会議を6カ月に1回開催します。構成員は利用者、ご家族、地域の代表、保険者、有識者で構成します。会議では、施設の状況報告・サービスの要望や助言を聞いています。運営推進会議録は、施設内でも閲覧できます。
- * 重要事項等につきましては、施設内掲示と堀建設株式会社ホームページで開示しています。

14. 協力医療機関

医療機関の名称	日原診療所	永田歯科医院
院長名	木田川幸紀	永田宏之
所在地	津和野町枕瀬	津和野町日原
電話番号	74-0121	74-0010
診療科	内科・眼科・麻酔科・泌尿器科・	歯科一般
入院設備	無	無
救急指定の有無	無	無
契約の概要	当施設と日原診療所・永田歯科医院とは、利用者の病状に急変があった場合、相談・助言および簡単な処置を受けることができます。	

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「堀建設株式会社ケア事業課消防計画」により対応します。	
近隣との協力関係	脇本自治会及び第三消防分団に協力依頼をしています。	
平常時の訓練等	別途定める「堀建設株式会社ケア事業課消防計画」により、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者也参加して実施します。	
防災設備	設備名称	個数
	スプリンクラー	無
	防火扉・シャッター	無
	屋内消火栓	2箇所
	誘導灯	3箇所
	避難階段	無

	自動火災報知機	有
	非常通報装置	有
	漏電火災報知機	有
	ガス漏れ報知機	有
	非常用電源	無
	カーテンは防災性能のあるものを使用	
消防計画等	消防署への届出日：令和4年 3月29日 防火管理者：岸田 好加	

16. 安全管理体制と緊急時における対応方法

- ①当所の安全管理体制は、別途定めている「事故対応マニュアル」に従って対応する。
- ②当所の職員は、サービス提供中に事故、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じた場合は「急変時対応マニュアル」に基づき速やかに主治医、又は協力病院へ連絡等必要な措置を講ずる。同時に当該利用者のご家族へ連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者へ連絡する。
- ③前項の規程により報告を受けた管理者は、市町村、当該利用者に係る居宅支援事業等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- ④当所は、サービスを提供するにあたり、あらかじめ利用者の心身の状況を把握するとともに、緊急連絡網を整備する。

17. 利用者の権利

- ①当事業者は、対話を大切にして、利用者及びご家族の意向に沿ったその人らしい暮らしを支援します
- ②プライバシーに配慮し、安心と信頼に向けた関係作りを目指します。
- ③事故等の危険性や生命の危険性がない限り、身体拘束や行動の制限はしません。
- ④虐待防止の徹底を図り、見過ごされることがないように注意を払います。

(虐待防止について)

* 事業者は、利用者の権利擁護、虐待発生を防止する為に次に掲げる必要な措置を講じます

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています
虐待防止に関する担当者：高山 幸子
- ②虐待防止の為の対策を身体拘束適正化委員会と一緒に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図っていきます。
- ③虐待防止の指針を整備しています。
- ④介護に従事する職員で定期的に研修を開催します。

- ⑤サービス提供中に当該事業者または養護者（現に養護している家族、親族、同居者等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報します。

（身体拘束・行動制限について）

- *利用者の生命および身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、隔離身体拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- *但し、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人も生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者やその家族等に対して身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し保存します。
- *事業者は、身体拘束を行わない取り組みを積極的に行います。
- *身体拘束廃止に関する担当者：高山 幸子
- *身体拘束の「やむを得ない」場合の3つの要件
 - (1)切迫性～利用者本人または他の利用者生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い状態
 - (2)非代替性～身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護の方法がないこと
 - (3)一時性～身体拘束やその他の行動制限が一時的なものであること
- *身体拘束と行動制限等は身体拘束適正化委員会を設置し実施した結果は介護職員等に周知徹底します。また、身体拘束等の適正化の為、介護に従事する職員で研修会を定期的を開催します。
- *担当者を決め委員会を身体拘束適正化委員会と虐待防止委員会を一緒に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っていきます。

18. ご利用の際に留意いただく事項

施設設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の使用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は原則禁止です。但し、習慣性喫煙がある方は、相談に応じます。飲酒行為はお断りしています。
迷惑行為等	騒音等他のお客様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	ロッカーをご使用ください。
現金等の管理	貴重品は各自で管理してください。ロッカーは使用可能です。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

19. 衛生管理について

- *事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲料水について、その衛生管理に努め、また、衛生管理上必要な措置を講じ、担当者を選定します。

- * 感染対策に関する担当者：高山 幸子
- * 事業者において、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じます。
- * 必要に応じて、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- * 事業所において、感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所内における感染症の予防およびまん延の防止の為の対策を検討する委員会を1年に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。
 - ② 従業者に対し、感染症およびまん延防止の為の研修訓練を実施します。
 - ③ 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備します。

20. ハラスメント防止対策

- * 事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメント防止に向けた取り組みをします。
- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は会社組織として許容しません。
 - ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為
 上記は当該事業所職員、関係機関の方、ご利用者及びそのご家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。
- (4) ハラスメントと判断された行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

21. 業務継続計画について

- (1) 感染症発生時における業務継続計画の策定をします。
 - ・ 感染症（感染症疑いを含む）が発生した場合においても、利用者に対するサービスの提供を継続的実施する為当施設の実行すべき項目を定め平時から円滑にできるように準備を整えます

(基本方針)

利用者の安全確保	利用者は高齢者が多く基礎疾患を抱えている。このような状況を考慮すると、重症化リスクが高く集団感染が発生した場合深刻な被害が生じる恐れがあることに留意し、感染拡大防止に努める
----------	--

職員の安全確保	職員への感染リスクが高いことに十分留意して感染防止策を図る。また、職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める
サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持できるようにする

(2)自然災害発生時における業務継続計画を策定します

- ・災害等の発生時に利用者のサービス提供が困難になることを想定し、身体・生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期の復旧を考え、平時より円滑に実行できるように準備を整えます

(基本方針)

- ・災害発生時は、職員の命と安全を第一に守り、利用者の安否確認、安全確保に尽力し早期に事業の復旧、継続を目指すものとします

(3)業務継続計画において、研修・訓練を計画し検証や見直しを行うものとします

私は、本書面に基づいてデイサービス「ホリデイ」の職員

(職名_____氏名_____) から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所_____

氏 名 印

ご家族等 住 所_____

氏 名 印

続柄_____

デイサービス 「ホリデイ」 料金表

ご利用者は、以下の介護保険負担割合証の額と実費負担の合計となります。

介護保険 1 割負担額の場合

要介護区分状態	サービス 料 金
要介護 1	753円
要介護 2	890円
要介護 3	1,032円
要介護 4	1,172円
要介護 5	1,312円

※ 別途

*入浴介助加算 40 単位 (円) /日

*利用料

介護保険外サービス

介護保険サービス提供時間前後の延長料金

1 時間当り 1500 円

介護保険サービス

・9 時間を越える場合は

50 円の延長加算を自己負担

・10 時間を越える場合は

100 円の延長加算を自己負担

※サービス提供体制加算・・・18 円/回

※若年性認知症利用者受入加算・・・60 円/日

※個別機能訓練加算(I)ロ・・・76 円/日

※月の途中で他施設を利用された場合は日割り計算

要支援区分状態	サービス料金 (月単位)
要支援 1	1,798円
要支援 2	3,621円

※サービス提供体制強化加算

要支援 1・・・24 円/人・月

要支援 2・・・48 円/人・月

※ 若年性認知症利用者受入加算・・・240 円/月

◎サービス提供時間 9:00~16:15

※介護職員処遇加算 I

「1 月あたりの総単位数」×「サービス別加算率 5.9%」

※介護職員等ベースアップ等支援加算

「1 か月あたり総数×1.1%」

◎実費負担額

*食費・・・昼食 720 円 (おやつ代含む) 夕食 720 円

*紙パンツ・・・実費 (各ご家庭より持参されても結構です)

【重要事項説明書・別紙2】

個人情報の利用目的

堀建設株式会社ケア事業課では、利用者及びご家族等の尊厳を守り安全に配する理念の下、お預かりしている個人情報についての利用目的を以下のとおり定めます。

個人情報の使用期間は、契約日から契約解除日までとします。
堀建設株式会社ケア事業課はご利用者が予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議などにおいて、ご利用者及びご家族等の個人情報を用いません。

【施設内】

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営事務
 - ・通所・宿泊等の利用予定、実績等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者への情報提供】

- ① 他の介護サービス事業者との連携、照会への回答
- ② 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ③ 家族等への心身の状況説明
- ④ 介護保険事務の委託（介護認定調査等）
- ⑤ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ⑥ 審査支払機関又は保険者からの紹介、回答
- ⑦ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外】

- ① 介護サービスや業務の維持・改善のため
- ② 施設等において行なわれる実習生・研修生への協力
- ③ 施設内において行なわれる事例研究
- ④ 外部審査機関への情報提供
- ⑤ 施設内での写真掲載
- ⑥ ご家族への「ホリデイだより」通信を配布
- ⑦ 地域の方へ「ホリデイだより」通信の配布と回覧
- ⑧ サンネットによる動画配信